



土技(建)第 638 号

令和 7 年 8 月 27 日

〒905-1411
沖縄県国頭郡国頭村
字辺土名 294-1

(株) 北勝建設

新里 勝則 殿

沖縄県知事 玉 城 康 裕



特定 建設業の許可について (通 知)

令和 7 年 8 月 14 日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号 沖縄県知事 許 可 (特 - 7) 第 6909 号

許 可 の 有 効 期 間 令和 7 年 9 月 29 日 から 令和 12 年 9 月 28 日 まで

建 設 業 の 種 類

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
管工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
造園工事業
水道施設工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
電気工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
建具工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 12 年 8 月 29 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)